

令和2年度 エネルギー研究教育機構
博士課程学生支援プログラム

審査要領（要約版）

令和2年6月

1. 審査は次のとおりとする。

- ① 書面審査を行う。エネルギー研究教育機構（以下「本機構」という）の教員が評定する。ただし、必要に応じて本機構の教員以外の者を審査者に加えることができる。
- ② 審査者は、2の審査基準に示す観点に基づき、研究提案書を審査する。
- ③ 審査結果に基づき、審査者が採択候補課題を決定する。採択候補課題の選定にあたっては、協力教員の意見を聴取するなど広い視点から総合的に判断する。
- ④ 採択候補課題を機構長に推薦し、機構長が採択課題を決定する。

2. 審査における評定要素の基準及び総合評点は次のとおりとする。

【評定】

次の①から③までの各評定要素について5段階評価を行い、評定を付す。

- ① 研究提案課題の視点・アイデアの斬新性、独創性
 - ・ 柔軟な発想や手法等に基づく、斬新性、独創性の高い研究課題であるか。
 - ・ 科学技術、産業及び文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。
- ② 研究目的・計画の実現可能性・妥当性
 - ・ 学術的背景、特色、研究計画、研究方法が具体的かつ明確に示されているか。
 - ・ 研究計画、研究方法の実現可能性や妥当性は適切であるか。
- ③ 研究提案書の明瞭性
 - ・ 研究提案書の具体的な内容が、専門外の研究者から見ても十分理解できるような、明確かつ分かりやすい記載となっているか。
 - ・ 全体的に平易な表現を用い、図や改行、スペース等を効果的に使用するなどして審査者が読みやすいように整理されているか。

【総合評点】

研究提案書について総合的な視点から5段階評価を行い、総合評点を付す。

3. 秘密保持

審査者は、書面審査の過程で知り得た個人情報及び審査内容に係る情報について第三者に漏らしてはならない。